

日田市規則第45号

日田市災害等による被災者に対する市税等の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 8 月 1 日

日田市長 原 田 啓 介

日田市災害等による被災者に対する市税等の減免に関する規則の一部を改正する規則

日田市災害等による被災者に対する市税等の減免に関する規則（平成28年規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>（平成29年7月九州北部豪雨における特例）</u></p> <p>2 <u>平成29年7月九州北部豪雨により被災した場合における個人の市民税の減免は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市長は、納税義務者の居住に係る住宅につき当該災害により受けた損害の程度が全壊、大規模半壊若しくは半壊であるもの又は居住に係る住宅の家財につき当該災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が当該家財の価格の10分の2以上であるもので、</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>

前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が半壊若しくは大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(2) 市長は、納税義務者（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財（当該控除対象配偶者又は当該扶養親族が居住する場合に限る。）につき当該災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格の10分の2以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の

左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

3 市長は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した場合における国民健康保険税の減免は、第7条の規定にかかわらず、国民健康保険税の納税義務者の居住に係る住宅につき当該災害により受けた損害の程度が全壊、大規模半壊若しくは半壊であるもの又は居住に係る住宅の家財につき当該災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が当該家財の価格の10分の2以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、国民健康保険税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が半壊若しくは大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

4 平成29年7月九州北部豪雨により被災した場合における市税等の減免を受けようとする者は、第8条の規定にかかわらず、申請書を平成30年3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日田市災害等による被災者に対する市税等の減免に関する規則附則第2項及び第3項の規定は、平成29年7月5日以後に申請のあった個人の市民税及び国民健康保険税の減免について適用する。